

第十三回国会 衆議院 經濟安定委員會會議錄 第十七号

(六〇四)

昭和二十七年四月十七日(木曜日)

午前十一時二十四分開議

出席委員

委員長 前田 正男君
副委員長 義信君 理事 多田 勇君
理事 有田 喜一君
岩川 與助君 小野瀬忠兵衛君
岡司 安正君 奈良 治二君
福井 勇君 福田 喜東君
通義君 河野 金昇君
横田甚太郎君

出席國務大臣

運輸大臣 村上 義一君
建設大臣 野田 卯一君
國務大臣 周東 英雄君

出席政府委員

建設事務官 濠谷 操一君
(管理局長)
經濟安定事務官 今井田研二郎君
(建設交通局長)
委員外の出席者

經濟安定技官

本城 和彦君
專門員 國地興四松君
專門員 菅田清治郎君

本日の會議に付した事件
連合審査會開會に關する件
国土總合開發法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五六号)

○前田委員長 これより會議を開きます。

この際お諮りいたします。国土總合開發法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員會より連合審査會を開きたいとの申入れがあります。建設委員會と連合審査會を開くに御異議ありませんか。

りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○前田委員長 御異議なければさよう決します。なお連合審査會は二十二日午前十時より開會することにいたしました。

○前田委員長 次に、国土總合開發法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府の補足説明を求めます。今井田政府委員。

○今井田政府委員 法律の逐条説明につきましては、昨日若干申し述べておきましたので、今日は總合開發法の輪郭一般につきまして、補足的に御説明を申し上げたいと存じます。

御承知のように總合開發法は、計画といたしましては全國計画、地方計画、府県計画、特定地域計画、この四つの計画を予定しておるのであります。全國計画につきましては、昨日法案の内容を御説明申し上げましたときに申し上げておいたのであります。今度の改正法におきましては、他の計画、すなわち地方、都府県、特定地域、これらの地域の基準をなすような性格を持つものであります。現在その作成方法につきましては他省と協議中でありまして、私もとしましてはできませんならばなるべく早く、遅くも本年の下期までには全國計画の輪郭をつくりたいというふうな考え方で準備を進めております。この内容につきましてはいろいろの考案があるわけですが、先ほども申し上げましたように、基本でありまして、それ自体は実施計画ではないのでございまして、およそ中央計画なり、府県計画なり、特定地域計画なりを立てます際の、荒筋のようなものをつくつて参りたいというふうに考えておる次第であります。

その次に、地方計画であります。地方計画につきましては、現在の總合開發法によりまして、地方の自主的な意思に基きまして、地方においてこれを作成して来ましたが、政府がこれを取上げて審議院に諮問し、審議院が総理に必要なる勧告、報告をいたしました場合は、総理はまたさらに地方に對しまして必要な勧告、報告をするというふうなことになるのであります。現在までのところ地方計画といたしましては、新潟を除きます東北七県から、東北地方の地方計画といたしまして一案中央に持つて来ております。これにつきましては、現在法律に基く地方計画たる資格を持つていかにどうかというところを研究中であります。これが大体法律に基く地方計画と認められますので、近く審議院を中心といたしまして、この計画につき討議いたしたいというふうに考えておる次第であります。

次の都府県計画、これはまた中央と同様に地方におきまして自主的に立てて参る計画であります。この計画の立て方あるいは方法等につきましては、大體の都府県計画の構想の方法論につきましましては、これを地方に示してあるものであります。この方法論に基きまして都府県計画を、各府県はそれ

つづけておるのであります。中間報告といたしまして、昨年の八月各都府県から報告が出て参つております。現在安定本部が中心になりまして、関係各省の意見を聞きまして、この中間報告のとおりまとめを行つております。近くとりまとめが完了するはずであります。この中間報告によりまして、大體の都府県の構想はわかるわけでありまして、一応これを検討しまして、これを都府県に内示いたし、最終的な都府県計画を立てていただくというふうなことにいたしたいというので、現在準備を進めておるわけであり

最後の特定地域計画は、御承知のように昨年の十二月に總理大臣が地域指定を行ひまして、これまた御承知のように、全國で十九地域を特定地域として指定したわけでありまして、この特定地域選定にあたりましては、十分慎重にこれを行つたのであります。特定地域の選定の基準にはいろいろ要素があるわけですが、われわれといたしましては、いろいろ要素のうちで、地域の持つておられます潜在力を非常に重視いたしまして、この潜在力を活用してこれを總合的に開発して参りますならば、國家的と申しますか、國民經濟に非常に寄與するところが多いというふうな地域を重視して、十九地域を指定したわけでありまして、この十九地域の指定後、それからどのようなことが行われるかと申しますと、これまたこれらの地域につきましては、一

府關係の都府県が、この地域につきまして計画を立案して参りまして、この立案された計画を中央が取上げる。その取上げ方が、今度の改正法案におきまして最も重点を置いておるところであります。この改正法案によりまして、地方が持つて参りました計画は中央政府でこれを検討いたしました。その検討の結果を閣議で決定いたしました。その結果を、今回の改正におきまして予定しているわけでありまして、他の計画すなわち全國計画を除きます都府県計画及び地方計画は、これは國家計画とはいいたしません。必要なる勧告または調整を總理が行うという段階にとどめておられますが、全國計画は、これは政府自体でつくるものでありますので、申すまでもないことでありまして、特定地域計画は、國家が最終的にこれを決定する、いわゆる國家計画といたすというふうなことに今回の改正におきましてなるわけでありまして、

それから特定地域におきましては、どういふことを考え、これらの地域におきましては、どういふ開發構想をもつて開發を進めて参るか、あるいは特定地域の選定にあたりましては、どういふふうな作業によりまして、どういふふうな重点を置いて地域を指定したかというふうなことを、御参考までにこれから申し上げたいのであります。これが、一應經濟安定本部の總合開發事務所の事務所員でありますところの本城君から御説明をお願いしたいと思ひます。

○本城説明員 たいだいまの主管の御説明を補足いたしまして、どういふ経過でどういふふうな形で特定地域が指定されたかということにつきまして、多少御説明申し上げたいと思ひます。

選定にあたりまして、府県から申請されましたのは五十一地域でございます。それから農林省から御推薦になりましたのが十一、建設省から二十一地域、建設省と申しますのは、建設省自体でございます。つまり河川局、道路局のまゝと役としての建設省でございます。それから運輸省からは十六地域、通産省からは十四地域、公益事業委員会からは十五地域が出ておるのであります。そこでそれだけの非常に多数の地域でございますが、重なり合つたものを除きますと、大体六十一地域ほどございます。それにつきまして、たいだいま主管から御説明がございまして、たよりない／＼な作業をいたしまして検討いたしましたわけでございます。その結果十九地域が選ばれました。

そこで、選ばれました結果は、先日お手元に差し上げました「特定地域指定要請書及び総理大臣の諮問」というものがございまして、それにまゝでございます。どういふつもりでこの地域を選んだか、そしてその地域ではどういふ仕事をやるのかということが、この諮問書に織り込まれております。たとえば一例を北上地域にとりまして

地域選定の理由
1—1 本地域は豊富な農村資源、地下資源及び包蔵水力を有し発展的基礎条件を有するに拘らず、主として、北上川水系による災害が甚だしく、且交通施設、動力、資本等が不足しているため未開発に止つてい

る。北上川の災害防除及び河水の有効な利用はこの地域の開発の端緒となり、更に新しい工業及び農業等の発展の機会を造り出すこととなる。開発の根幹となる北上川の河水統制用の堰堤については、すでにそのうちの二つが着工されている。今後はこの開発事業を更に推進してその総合的な成果を確保する必要がある。

という理由でございまして、この開発のおもな目標といたしましては、国土の保全、農産開発及び林産開発、発電、工業の開発をやるというふうな形で、総理大臣が諮問いたしておるわけでございます。

それに対しまして審議会は、いろいろな検討をいたしまして、それがここにございまして特定地域指定の諮問に対する答申というものとまゝでございます。

この答申は、まず一番初めに地域の指定の適否、地域の範囲がいかにどうかという点がございまして、その次に、どういふつもりで答申をしたかということが五ページ以下にまゝでございます。その六ページに北上川の分案に当つては先づ流域の農業生産の安定度の向上を図ることが重要である。即ち水害の防除や下流部の土地改良などは基本的な問題である。北上川の治水については狐禪寺の狭窄部の流下量に限度があるので、上流部の洪水調節堰堤の建設を先行すべきである。これによつて相当の発電が期待されるが、その質がわるいので、地域内の工業の将来計画についてはその点の改善を考慮し、計画の総合調整に遺憾ないよう

にすることが必要である。」という答申でございます。これは北上地域の岩手県側の地図でございまして、この全体にわたつてございまして、今いふ／＼な計画が考えられておつたわけでございまして、上流部の山林の開発、地下資源の開発あるいはこの流域の治水、発電、あるいはこの方の方の農業開発というふうない／＼な問題が考えられておつたわけでございまして、審議会とい

つたわけでは、まず第一に何をやるべきかといふと、この流域の治水を考へなくては行けない。この治水によつてこの流域の農業を安定することを考へなくては行けない。その治水に伴つて、この狐禪寺という所に狭窄部がございまして、ここは六千三百立米しか水が流れないのであります。ところが北上川は九千立米の水が流れております。従つて上流部でどういふダムをつくりまして、その水をためることをやつて行かなくては行けない。そういうたしなますと、このダムができれば、それに発電が伴つて来るわけでござい

ますが、しかしながらこの計画を考へて行くには、まずこの治水を考へなくては行けない、それに伴つて電気が起つて来るその電気をこつちに使う。しかしながら洪水調節に電氣を使うといふたしますと、それはおのずから洪水調節という制約を受けますので、年中同じ量の、同じキロワットの電氣が出て来るとは限りません。それでですから、この電氣をフラットにすることを考へなければ、こちらの工業化といふことも進まないといふ答申が出ております。

そういう注意がついたまま、つまり答申といたしましては、正面からまずこの地域を特定地域として指定していい

かどうか、あるいはこの地域の範囲がこれで適當とかどうかということがまず第一に答申されておるわけでございまして、付帶的な意見といたしまして、この計画をやつて行く上に、どういふ順序でやつたらいいかといふことが、あわせ述べられておるわけでございまして、そこでどういふふうな答申に基きまして、十二月四日に特定地域が指定されたわけでございまして、目下政府といたしましては、その特定地域を指定されたことを受けまして、この計画を推進して行くという段階に入つておるわけでございまして、それにつきまして第一段階といたしましては、審議会

でどういふふうな意見が出て、それをまた諮問にあたつては、どういふつもりでやつたといふふうなことを受けまして、政府としてこの地域はこういう扱いをしなさいといふのだといふことをまず確認をする。つまり計画の大方針を確定する。これは中央官庁全部が寄りまして相談をいたしまして、確認をいたしました。それが、特定地域の開発目標及び開発計画立案上の問題点について、という印刷物でござい

ますが、よくよく先般各省が相寄りまして、意見の一致を見まして、つまり今後先ほど申し上げましたような法案の改正に伴ひまして、こういうのを国の計画として責任をもつて行くといふことになつて、各省としてもそれぞれ責任がございまして、非常に重要な審議をしていただき、ようやく各地域につきましました開発目標といふものを設定いたしました。たとえば北上地域の例でございまして、この地域は国土保全をまず第一に考へて行く、そ

してそれに伴つて、たいだいまのようない／＼な資源の開発あるいは鑛工業の立地条件整備といふふうなことができるのだといふことが確認されたわけでございまして、そこで計画立案上の問題点として、つまり今後どういふところに特に氣をつけて計画を考へて行かなくては行けないのだといふことにつきまして、同じように審議会御審議を経ました点、各省がそれを正しいと思つた点があげられてござい

たいだいまの申請、それに伴つてこの指定の要請、諮問、それから審議会の答申、それを受けて各省が今やつておる仕事といふのは、たいだいま申し上げたようなことでござい

○前田委員 これより質疑に入ります。志田君。

○志田委員 特定地域指定についての計画をいろいろ承りまして、御苦心のほども非常によくわかるのであります。特に今後の問題として、なおいろいろ関係方面から、たとえばいまだ特定地域に入らざる地方から、特定地域の申請も出るやに承つておるのであります。そういう関係から見まして

も、あるいは各省関係で特定地域に希望しておるところで、なおこのたびの選定に漏れておるところがやはりあるものであります。将来にわたつて、この特定地域を今後どういふふうにあんばいして指定して行く考へか、あるいは現在の十九特定地域に選定をいただかなかつたものでも、なお今後特定地域として見て行かなければなら

ぬものが相当ある。これを調査地域というような名前で、国としても地方としても、計画の調整をとらなければならぬと思うのでありますが、そういう点についてひとつ御説明願いたい。

○今井田政府委員 お答えいたします。ただいま御質問がございましたように、十九地域のほか八地域を調査地域として指定いたしました。これにつきましては特別の調査を行うということになっております。調査の結果、もし特定地域たり得る資格ありと認められれば、追加指定をいたしたいというふうに考えております。ただし、いづれこれを追加指定するか、あるいはどのくらいの数追加指定するかというところは、調査の結果をまちまちなとわかっておりませんので、現在のところまだきまつておりませんが、もし適当なものがあれば、追加指定することにつきましてはやぶさかではございません。

○志田委員 先ほどの御説明の中に、地方計画のうち、新潟県を除いた東北七県の地方計画が中央に出ているというお話がありました。これは東北七県、特にわれわれの方面で中心になつてつくつた骨幹計画が、おそらく中央に上つて来ていると思ふのであります。こうした骨幹計画は、ひとり東北のみでなく、全国の特定期域を中心とする、特に一つの県だけでなく、二府県あるいは三府県にわたるような特定期域の開発にあたりました。地方計画と、かなり相関関係があると思ふのであります。そういうものをその他の地方においても地方計画として検討せられておるかどうか、それを中央の方に出して来るような方向に向つておるかどうか、それをひとつ伺いたい。

○今井田政府委員 現在中央に持つて参つておりますものは、東北七県の地方計画だけではありません。まだ他からは出ておりません。しかしこの種の地方計画が出ますことは、全国計画を作成する上におきまして、あるいは他の計画を審査いたします上におきまして、非常に参考になりますので、できますれば、将来こういう計画を地方で出していたらいいというふうにおかれれば、それは望んでおる次第であります。

○志田委員 たとえば鳥取大山を中心とする数県にわたる地方計画があるのじやないかと思ひますが、それはまだ中央には出て来ておりません。それから先ほど申された特別調査をしていただく八地域というのは、大体今ほどの地域を考えておられるか、それとひとつお答え願えれば幸いです。○今井田政府委員 最初のお尋ねの鳥取大山地方は、御承知のように特定期域といつたしまして、大山地域といふのがあつたのであります。大山地域は岡山県の一部と鳥根県と鳥取県の三県にまたがつております。従いましてこれは地方計画という形でなしに、特定期域計画という形で近く地方から一案が出て来るのではなからうかと思ひます。それから第二のお尋ねの調査地域であります。第一は東京湾地域、これは東京湾地域、その次が九頭龍川地域、第三番目に琵琶湖地域、第四番目に瀬戸内海地域、第五番目に吉野川地域、第六番目に岡山県の備北地域であります。その次が有明海地域、それから九州の球磨川地域、この八つの地域を調査

地域としたしまして、閣議了解のもとに、これを調査地域として指定したわけでありませう。

○志田委員 それからこれは基本の問題になるのでありますけれども、国土総合開発は港湾関係についてもかなり重要なものがあるかと思ひますが、沿岸関係を入れた日本の漁業施設といふものに対しての開発の方式などについては、何か考えておられるかどうか、それをひとつ伺いたいと思ひます。

○今井田政府委員 港湾計画ももちろん総合開発計画の重要な一環をなしておりますものであります。対象となりまします計画の中には港湾地域もろゝ含めております。従いまして、たとえば先ほど例として申し上げました北上地域におきまして、大船渡港というふうなものをごらうというふうに開発に参るということも、計画の重要な対象になつております。

○前田委員 午前中の会議はこの程度にとどめ、午後は一時半より再開し、質疑を継続することとしたしませう。これにて休憩いたします。

午前十一時五十四分休憩
午後三時一分開議

○前田委員 再開いたします。午前中に引続き質疑を継続いたします。

この際運輸大臣が御出席になつておりますので、私から運輸大臣に御質問したいと思ひます。現在国土総合開発法の一部を改正する法律案が議題となつておられますが、この開発の中には交通網の整備、特に鉄道の問題が相当あると私は思つておるので

すが、運輸省にいたしましては、総合開発という問題に關して、鉄道の問題をどういうふうにお考えになつておられるか、運輸大臣のお考えを承りたいと思ひます。

○村土國務大臣 運輸省としましては、国土総合開発計画に順応してあらゆる処置をとつて行きたいと考えておるのとあります。特に総合開発というところにつきましては、交通関係の適切な施設がその基礎となるのじやないかというふうにお考えます。国有鉄道も道路あるいは港湾等とともに、非常に重要な役割を持つて考えております。従いまして、国鉄の新線建設設計計画におきましても、この国土総合開発計画といふものとは、できる限りマッチして行くべきものだと考えておる。御承知の通り、鉄道建設につきましては、建設審議会が設置せられておりました。運輸大臣としましては、それに諮問をしまして、審議会の御意見を尊重して行かなければならぬことは当然であります。

今後私の希望を申し上げておいただけば、国土総合開発審議会と密接な関連をもちて行きたいという希望を持つておりました。今後総合開発計画の審議会の御意見を、できる限り鉄道建設審議会の方へ移すようにしていただきた。建設審議会でも、もちろん進んで御意見を伺うようにして行きたいと思ひます。

○前田委員 ただいまのお言葉で大臣のお考えは了承するわけでありませうが、実は昭和二十六年十月六日に、総理大臣から、もちろん運輸大臣も各内閣の行政機関が入りまして、特定期域の指定について諮問をしておられます。それに対して、国土総合開発審議

会の委員長から十一月三十日に内閣総理大臣に、特定期域の指定について答申をいたしておるのでありますが、審議会の委員にももちろん運輸省の人も入つておられるのであります。もちろん行政官庁にいたしましては、内閣総理大臣の意見が決定される場合においては、運輸省は参画しておられると思ふのであります。しかもこの国土総合開発の優先的な問題といたしましては、政府において特定期域を指定して、この開発という問題を当然取上げて行くべきであると思ふところは、おろそかにしては行けません。ところがこの諮問及び答申の内容によりますと、拾い上げましても、たとえば北上地区におきましても、鉄道、道路の整備が必要であるとか、只見地区においても、交通網の整備が必要であるとか、あるいはまたその他全般にわたつて交通網の整備が必要だといふことになっておる。吉野川地区におきましても、紀西線及び地域の断絶の建設が必要であるとか、あるいはまた錦川地域については、岩日線の建設という、はつきり鉄道の名前も書かれておりますし、あるいはまた那賀川地区におきましても、鉄道を建設するといふ言葉はみえ入つておるのであります。もちろん運輸省の人も参画せられておられるのであります。そこで、当然お考えになつておられることだと思ふのであります。私たちが聞きますと、この十六日より鉄道新線審議会が始まつておられるに聞いておるのであります。その新線建設の基準というもののうち、もちろん国土総合開発というものを相当重視せられてお

ということ、未完成線その他の費用のかからぬものをやりたいことはわれわれは聞いておるのでありますが、こういう特定地域の政府でせめて、またそれに対する答申のあつたものの中に、鉄道の路線とか、あるいはこういう鉄道のいいとかいうので明瞭に書いてありますものを、当然私たちがとしては優先的に取上げて行くべきではないか、こう考えるのでありますが、運輸大臣はいかにお考えになりますか。

○村上国務大臣 具体的事項についての御質問であります。昨日鉄道建設審議会が再開されたのであります。従つて昨日会長その他の選任が行つたのであります。その後議事に入りまして、小委員会において、設定する路線の基準、基本になるべき条件を審議せられたのであります。今お話の通りに、なるべくすみやかに建設でき、合理的にまた経済的に、採算的に建設できる路線を尊重するというような項目も御指摘のようでありました。国土の具体的項目が掲げられておりましたけれども、要するに国民経済上、総合開発上最も必要な路線、これを優先するという項目が第一に掲げられておつたのであります。全部で四項目になつておつたのであります。今お話のようになりますべく短時に、経済的に建設できる路線というような項目もありました。これは実は御承知の通り、鉄道の敷設法の別表にあります予定線というもの、実は六千五百キロからの膨大なものであるであります。この中で帝国議会当時予算を付して両院の協賛を得ております線、すなわち建設線と申しておりますが、この線がなお仕

上つてないものが四十八線、千六百五十キロほどあるのであります。しかもこのうちの半分ほどは、すでに路線の工事に着手してある。あるいは進んで路線がすつかり仕上つてある。さらにまた橋梁のアバウトメントでありますとか、橋脚等も全部仕上つておつて、まくら木とレールを並べれば完成するといったような路線もありません。戦争機運な時期に工事を中止して、今日に及んでおる次第であります。こういう線はなるべく早く仕上りたいという考えが、鉄道建設審議会内にあります。え、そういう趣旨で今御指摘になつたような条件が掲記されたのであります。国土総合開発という見地で国民経済的に必要な路線を優先するということは、四つの項目のうちの第一に掲げられておるような次第であります。ただこの際につけて加えて御了承願つておきたいことは、国土総合開発に關しては、その財政的負担というものが公共事業費というものに主点が置かれてある次第で、鉄道のごとき特別会計に属するものは、的確にその対象になつておらぬように考えられるのであります。それで一方本年度の鉄道建設費のごときは、実はわずかに二十億しかない。二十億の金額というものは、これを合理的な経済的な建設ということになると、七、八本程度が適当じやないかと実は思つたのであります。久しく建設事業ができなかつたのであります。しかしながら今日まで待望久しきにわたつておる鉄道の建設というものの要望を極めて熾烈なものがある次第であります。こういう現状にかんがみますると、七、八本ぐらいでは、どういふこれは無理だということを痛感い

たしておる次第であります。審議会におきまして、その点、種々考慮をしておられるように昨日も見受けたのであります。何らかのことに適切な方法を案出せんとして、各委員方は努力をしておられるように思ひます。要するにこの公共事業費をもつて処理するということになつておらぬがゆゑに、実際問題として、現状のままであります。食ひ違ひが生じて来ることは、真にやむを得ないと考えておる次第であります。

○前田委員長 ただいまの大臣のお答えで、大体よくわかりましたのであります。特に新線審議会の第一条件として、国土総合開発地区を優先的に考えたいといふような言葉は、われわれも聞いておりました。非常に同感の至りであると思ひます。先ほど申しました通り、国土総合開発に對しては、特定地域というものを指定してあるのであります。この特定地域の開発をまず始めるべきものじやないかと私は考えておるのであります。その特定地域の中において、運輸省も入られた路線の中に、鉄道の路線が書いてある。しかもその中において先ほど申されたような未完成線その他も、特定地域の中に含まれておる様に私は思つたのであります。そういう点、まず第一条件として、今度の新線建設の場合には、まず国土の総合開発という点で、国鉄の立場から見ますと、収支の採算とか、いろいろ点があると私は思つたのであります。が、鉄道の線は、ぜひとも国土総合開発、こういう点からお考え願ひたい。特に特定地域について御考慮を願ひたい、こういう

ふうに考えるのであります。また第二段の問題について、公共事業費の中にこれが入つていないということについても、遺憾の至りであります。何とかこの問題について考えて行きたいと思つておるのであります。特定地域の中に、いろいろ建設用に交通網を持つて行かれる場合において、当然公共事業費の中に、資材の運搬費というものが含まれておると私は思つたのであります。当然それは鉄道の建設及び運営の費用として利用することができるとはいいかと思ひます。おるのであります。鉄道を敷かなければ、道路を拡張するとか、いづれにいたしましても、そういう費用は、ダム建設とかその他のものが、当然あるものと思つたのであります。この辺もつと運輸省の方でよく相談していただきまして、建設用の道路なり建設用の鉄道の費用というものは、当然含まれておるべきものではないかと私は考えておるのであります。どうか、新線建設審議会も開かれておる際であり、国会においても国土総合開発の法案の審議中でありまして、ぜひ国土総合開発の観点から、新線というものを御考慮願ひたいということをお願いしておきます。

○村上国務大臣 昨日きまりました選定の基本基準と申しますか、この第一号には、いろいろくだいて具体的に書いておりますので、国土総合開発計画云々という文字を示しております。趣旨はそこにあると私理解しております。ただいま委員長の御意見のほどは、なるべくすみやかな機会に建設審議会に伝えたいと思つております。

で、まだ十分納得行かない点があるものであります。二、三お尋ね申し上げたいと思ひますが、今十六日からなつておられる鉄道新線建設審議会で、新線の基準その他が行われておるといふが、その新線の建設の審議にあたりましては、それはかつて運輸省が計画立案しておりました長期計画ないしは五箇年計画というようなものを基準として、新線の決定を審議会に諮問してあるのかどうか、まずそれを承りたいと思ひます。

○村上国務大臣 お話の通りであります。実は昨年の八月に諮問を二項目提示いたしております。第一項目は非常に複雑多岐にわたつた諮問案でありまして、第二の案が、さしたる具体的な路線を選定するについての諮問案であります。特に昨日審議会の開催に際しまして、第二問について至急に御答申あらんことを大臣として希望いたしましたのであります。○志田委員 われが国土開発審議会が内閣に設置されたときに、委員としてこの鉄道建設の長期計画並びに五箇年計画を、国土開発とマツチするよう要望いたしました。いろいろと、そのとき運輸当局とお打合せをしたのであります。当時は運輸省としましては、昭和二十九年までに着工する分、昭和三十一年度までに着工する分、及び昭和三十一年度までに着工する分、こういうふうに分けておつて、それによつて新線計画を行つて、それから敷設法の予定線の方も同様におつて、既設線のほかに、復線化も考える、こういう計画を運輸省としてお持ちになつておるようでありまして、この計画はそのまま

まだ生きて、計画によつてやるお考えをお持ちしながら、審議に諮問しておられるかどうか。それもひとつ伺いたいと思います。

その他諸般の設備の考案化して行くのを、とりかえ工事若返りをやつておる次第であります。このとりかえ工事費は約三百億に近しいものが必要になります。これは現在の諸設備の復成価格、約八千九百億の復成価格に對する償却によつて計上されておるものであります。二十六年年度の收支計算におきまして、二百八十億を計上いたしまして、この計算して算出された二百八十億の金額を、償却に計上いたしたわけでありまして、これを二十七年年度のとりかえ工事費に充當いたしておる次第であります。ただ過去において戦争激烈な時代、また終戦後最近に至るまで、このとりかえ工事が非常に遅れておるのであります。国有鉄道の首脳者の計算によりまして、これを金額にしまして千八百七十五億に達しておるような次第であります。こういうものは何となく早くとりかえなければならぬ、これは憂慮いたしておるような次第であります。なお先刻申しましたように、電化もしくはその他の、あるいは線路容量の行き詰まつておる、あるいは宇都宮以北を複線にしなければならぬ、輸送力が追いつかない実情に迫られておられます。こういったような改良工事費も相当額年々必要といたします。また今国土総合開発の見地その他の見地から新線の建設というものでき得るだけ多くやつて行きたいということ、これは、運輸大臣としても痛切に感じておるのであります。いかにせん、今鉄道の工事費わずかに四百十七億程度でありまして、その半分にも達しないというような現状であるのであります。何らか特殊の財源を求めなければいかに進

めたいと考えても、建設にしても、改良にしても進まないという実情にある次第であります。以上ついでながら申し上げます。

○志田委員 財政的な手当が必要であるというところは先ほどの委員長の質問によりましてわれ／＼同感なのであります。たださつき大臣は、公共事業費で鉄道のときもは対象になつていないというふうな傾きがある。これでは非常に困る。特別会計のみでやらなければならぬというお話のように聞きました。そこで鉄道としては特別会計で今後手当てを行かなければならぬ。とりあえずそういう方向で行かなければならぬ。どう思われますか、たとえば鉄道社債あるいは交付金等によつて、それらの予算でまかない切れなものをまかなうというふうな計画はお持ちになつておりますか、それをひとつ……

○村上周務大臣 先刻申し上げましたのは、国土総合開発計画の財政的の基礎は公共事業費によるように心得ておるのであります。しかるに鉄道建設費は公共事業費によつて支弁されないというところを、ただ事実を申し上げたにすぎないのであります。それから第二に御指摘になりました財源の抽出方法であります。交付金というところについては運輸大臣としては考えて見たことはございせん。鉄道公債というところは、過去においても年々積みあつておたわけでありまして、これは方法が表現性がないこととは自分思つております。ただ時の政府の方針といつたしまして、特殊の目的を持つた公債を個々に発売する、たとえば鉄道公債でありますとか、あるいは電話公債、

○村上周務大臣 今五箇年間というお話でありましたが、現在の日本国有鉄道法にはまだ継続予算を提出し、国会で御審議願うようになつておらないのであります。一年々々の経費を予算によつて御審議を願うようになつておる次第であります。この点につきましては、鉄道建設のとき、さらにまた電化事業のとき、改良計画にいたしましても、相当教年間にわたつた計画を立てて工事を継続して行かなければ、非常に不経済な結果になることは申し上げるまでもないのであります。従いまして最近の機会に国有鉄道の予算措置についての改正法律案を御審議願いたいこう考えておるのであります。

ただ今回の通常国会に提出しなかつたのは、実は電気通信関係がコーポレーションに改組せられるということになつておつて、この財政経理の措置がどういうぐあいに進むかということがきまつてから、具体的改正法律案を提出することが妥当だと考えまして、実は延ばしたような次第であります。なるべく二十八年年度の予算提出までには間に合うように継続費を盛つて、予算を組み立て得るようになつておる次第であります。

○村上周務大臣 先刻申し上げましたのは、国土総合開発計画の財政的の基礎は公共事業費によるように心得ておるのであります。しかるに鉄道建設費は公共事業費によつて支弁されないというところを、ただ事実を申し上げたにすぎないのであります。それから第二に御指摘になりました財源の抽出方法であります。交付金というところについては運輸大臣としては考えて見たことはございせん。鉄道公債というところは、過去においても年々積みあつておたわけでありまして、これは方法が表現性がないこととは自分思つております。ただ時の政府の方針といつたしまして、特殊の目的を持つた公債を個々に発売する、たとえば鉄道公債、

○志田委員 財政的な手当が必要であるというところは先ほどの委員長の質問によりましてわれ／＼同感なのであります。たださつき大臣は、公共事業費で鉄道のときもは対象になつていないというふうな傾きがある。これでは非常に困る。特別会計のみでやらなければならぬというお話のように聞きました。そこで鉄道としては特別会計で今後手当てを行かなければならぬ。とりあえずそういう方向で行かなければならぬ。どう思われますか、たとえば鉄道社債あるいは交付金等によつて、それらの予算でまかない切れなものをまかなうというふうな計画はお持ちになつておりますか、それをひとつ……

○村上周務大臣 先刻申し上げましたのは、国土総合開発計画の財政的の基礎は公共事業費によるように心得ておるのであります。しかるに鉄道建設費は公共事業費によつて支弁されないというところを、ただ事実を申し上げたにすぎないのであります。それから第二に御指摘になりました財源の抽出方法であります。交付金というところについては運輸大臣としては考えて見たことはございせん。鉄道公債というところは、過去においても年々積みあつておたわけでありまして、これは方法が表現性がないこととは自分思つております。ただ時の政府の方針といつたしまして、特殊の目的を持つた公債を個々に発売する、たとえば鉄道公債、

○志田委員 たいへんよくわかるのであります。そこで予定線の百六十五項の中から、審議会の要請によつて出たもの九本、それから予定線に載つていないものだけれども、審議会がぜひとも必要であるとして、これに對するいろ／＼な資料を提出なさつておる二

になりました予定線の中に入つておる。そういう予定線はこれの際一応新しい観点に立つて、国土総合開発の建前から考え直しをして、そうしていいものは残し、悪いものは捨てて、緩急を追つて新線計画を立てる。こういうような広い立場で大臣はひとつお考え置きを願えないものかどうか。この点を重ねてお伺い申し上げます。

○村上周務大臣 まつたく同感であるのであります。ただ予定線は今百六十五本あるものであります。その四十八線は四十八線だけで千六百五十キロほどあるものであります。一キロが今日は大体五千五百万円ぐらいの建設費であります。相当巨額のものに要するのであります。今鉄道建設審議会におきましては、この四十八線が審議会の御要望によりまして、データを事務局から提出してあります。それから四十八線以外の予定線、この中から九本審議会の要請によつて各種のデータを審議会に提出いたしております。なお予定線にも載つていないものが二本、審議会の要請によりましてデータを事務局から提出しております。全部で五十九本が今審議の對象になつておると思ふのであります。

○志田委員 たいへんよくわかるのであります。そこで予定線の百六十五項の中から、審議会の要請によつて出たもの九本、それから予定線に載つていないものだけれども、審議会がぜひとも必要であるとして、これに對するいろ／＼な資料を提出なさつておる二

になりました予定線の中に入つておる。そういう予定線はこれの際一応新しい観点に立つて、国土総合開発の建前から考え直しをして、そうしていいものは残し、悪いものは捨てて、緩急を追つて新線計画を立てる。こういうような広い立場で大臣はひとつお考え置きを願えないものかどうか。この点を重ねてお伺い申し上げます。

○村上周務大臣 まつたく同感であるのであります。ただ予定線は今百六十五本あるものであります。その四十八線は四十八線だけで千六百五十キロほどあるものであります。一キロが今日は大体五千五百万円ぐらいの建設費であります。相当巨額のものに要するのであります。今鉄道建設審議会におきましては、この四十八線が審議会の御要望によりまして、データを事務局から提出してあります。それから四十八線以外の予定線、この中から九本審議会の要請によつて各種のデータを審議会に提出いたしております。なお予定線にも載つていないものが二本、審議会の要請によりましてデータを事務局から提出しております。全部で五十九本が今審議の對象になつておると思ふのであります。

○志田委員 たいへんよくわかるのであります。そこで予定線の百六十五項の中から、審議会の要請によつて出たもの九本、それから予定線に載つていないものだけれども、審議会がぜひとも必要であるとして、これに對するいろ／＼な資料を提出なさつておる二

になりました予定線の中に入つておる。そういう予定線はこれの際一応新しい観点に立つて、国土総合開発の建前から考え直しをして、そうしていいものは残し、悪いものは捨てて、緩急を追つて新線計画を立てる。こういうような広い立場で大臣はひとつお考え置きを願えないものかどうか。この点を重ねてお伺い申し上げます。

○村上周務大臣 まつたく同感であるのであります。ただ予定線は今百六十五本あるものであります。その四十八線は四十八線だけで千六百五十キロほどあるものであります。一キロが今日は大体五千五百万円ぐらいの建設費であります。相当巨額のものに要するのであります。今鉄道建設審議会におきましては、この四十八線が審議会の御要望によりまして、データを事務局から提出してあります。それから四十八線以外の予定線、この中から九本審議会の要請によつて各種のデータを審議会に提出いたしております。なお予定線にも載つていないものが二本、審議会の要請によりましてデータを事務局から提出しております。全部で五十九本が今審議の對象になつておると思ふのであります。

○志田委員 たいへんよくわかるのであります。そこで予定線の百六十五項の中から、審議会の要請によつて出たもの九本、それから予定線に載つていないものだけれども、審議会がぜひとも必要であるとして、これに對するいろ／＼な資料を提出なさつておる二

本、これは一体どういう角度から、どういふ必要によつて審議会が要請してゐるものでしょうか。その点おさしつかえなければひとつ承りたいと思ひます。

○村土上國務大臣 思ふにまつたく國民経済発展の見地、国土総合開発の見地から要請せられてゐると解釈いたします。

○志田委員 そうしますと、鉄道がさきに鉄道敷設法によつて予定線として計画した百六十五項というものは、そういう必要にとらわれない、そういう必要のない線であつたということも言えるようなこともあるのであります。その点は、いかがでありますか。

○村土上國務大臣 お示しの通り、大体において、國民経済の見地、あるいは文化向上の見地というふうな観点から予定線中よりビツク・アップせられておると、大体としては言ひ得ると思ふのであります。しかしながら、當時のことでありまして、軍事上の目的とかいふようなことも若干含まれておつたといふことは、いふまでもないと思ふのであります。そういう観点から予定線の表自体を再改編する必要があるのじやないかという御意見も、建設審議会においてとなえられたこともあるのであります。

○志田委員 御趣旨の点はよくわかりましたが、国土開発という文字を特に入れないのは、何か運輸省として考えがあつて入れないのか、それとも当然そういう国土開発は、総理大臣の国会における施政演説にもあるような重大な国の要請であるから、入れるまでもないといふふうなお考えで国土開発という文字は入れないのか、それともこ

れを入れると、先ほどの、公共事業費のみでやつてゐる国土開発に、何かさしきわがあるように思われて入れないのか、そういう点でお尋ね申し上げておきたいと思ひます。

○村土上國務大臣 これはまつたく私の私見に相なりますが、今鉄道建設審議会がまつたく特別会計の事業として――もちろん國民の所有である、また

國のため、國民のための国有鉄道ではあります。特別会計ということになつております。そして、鉄道建設費といふものは公共事業費の対象でないといふことになつてゐるためじやないかと想像いたしますのであります。これは私の純粹の私見であります。これは、今開闢という問題、あるいはまた北海道開闢計画というふうな場合、あるいはまた電化計画等におきましても、もしぜひ必要を感じられますという場合には、鉄道を専用線として建設すること、この計画の中に織り込まれるといふことも一つの方法じやないかと私は思ふのであります。と申しますのは、さういふ事業は、その工事の物資その他の輸送において、仕上つてからその他の輸送において、工事中がな

お一層必要だと私は思ふのであります。普通の工場の建設でも、専用線を引いてバラストからまづもつて輸送するといふことになりまして、大体において二割工事の建設費が安くなるといふのが定説でありまして、自分が今まで関係しました諸事業におきましても大体この見当は間違つておらないのであります。従つて多く国土総合開発といふ場合には山岳地帯その他特殊の場所が多いのでありまして、現在道路も完璧なものではできていないというよう

な向きが多いのであります。私は国道だけとは申しませんが、まづもつて交通機関をつくるということが国土総合開発の根本じやないかと思つております。これをネグレクトして開闢事業は進むはずはないと思つておるのであります。その点どうも今の進み方について一考を要するのじやないかと思つております。これはまつたくの私見でございます。

○志田委員 建設大臣も見えておりますから、後にもよつと建設大臣にお尋ね申し上げなければならぬのであります。その前に今の鉄道は特別会計である。特別会計であるから、それで差引、鉄道の責任においてやらなければならぬ。これが非常に苦痛であるといふお話がありました。そこで従来鉄道の来つておつた見返り資金といふものは、これもやはりあなたの方では特別会計としてお扱いになつたのであります。その点はどういふふうにお扱いになつておるか、その点を承りたい。

○村土上國務大臣 今まで若干見返り資金の配付も受けております。これはまつたく返還を要するもの、また普通の金利を支拂うといふことに相なつております。御趣旨がちよつと判断しにくいのであります。普通の取扱いを受けておるのであります。ただ二十六年度だけは、二十億圓無利子、無期限の金を借りております。これはたしか見返り資金にあらずして一般運用資金からだつたと記憶いたしております。

○志田委員 ちよつと運輸大臣が見えましたが、今度港灣のことについてちよつとお尋ねしておきたいと思ひます。国土開発の観点から参りますと――午前中は私は安本

當局に對しまして御質問申し上げたのですが、ひとり山嶽地帯とか国土だけにどまらぬ、港灣つまり日本の沿岸を圍繞してありますところの海を對象とする資源の開発もきわめて重大なものであります。この国土開発の一環としての港灣の長期整備計画というものが、一体運輸省にあるかどうか、あるとすればその構想をひとつ承りたいと思ひます。

○村土上國務大臣 相当長期にわたつての計画は持つておるのであります。そして一面において二十五年に国土総合開発法ができましたが、具體的地域の指定がなかつたのであります。御指摘のように十九の地域が指定せられました。二十七年年度の港灣計画におきましては、その方面に相当順応して、港灣の増備に力を入れたつもりでありまして、一例を申せば大船渡の築港のごときであります。

○志田委員 十九の地域が指定されて、今の港灣の港灣計画もやるということでありまして、これはたいへんけつこうだと思ふのであります。さういふ港灣計画を立てられるためには、国土開発との関連において、何か安本あるいは建設省等と連絡協議会でも持たれておやりになつておるかどうか、その点をひとつ承りたい。

○村土上國務大臣 もちろん緊密な連絡をとつてやつております。

○志田委員 そういふ場合におきまして、従来国土総合開発の立場から長期計画を立てられておるといふことは、やはり自立経済十箇年計画ないしは五箇年計画といふふうに分けてお立てになつておるか、その点の内容を少しお話願へばたいへんありがた

いと思ひます。

○村土上國務大臣 お示しの通り長期にわたつて計画を立てておりますが、今の材料を持ちませんので、後ほど材料を皆さんに提出いたします。

○志田委員 大臣は資料をお持ちにならぬようでありまして、ひとつ資料をお出し願ひまして次の機会にお伺ひいたしたいと思ひます。特にさういふ場合に年次計画を立てられて、五箇年でも十箇年でもけつこうであります。さういふ計画を国土開発と関連して立てられる場合には、人口の問題、経済効果の問題、あるいは所要の船舶の問題等、非常に重大なものがあると思ひます。さういふような調査もさうく統計的に持つておられるだらうと思ひます。あるいは計画立案があるだらうと思ひますので、その点の資料がございましたらそれもお出し願ひたいと思ひます。

最後に一点お尋ね申し上げたいのですが、これは建設大臣と二人並べて聞くことはまことに申訳ないようなことではなかつたと思ひますが、ひとつけんか願ひたいと思ひます。さういふ港灣計画を立てられる場合におきまして、港灣行政を建設省に持つて行つた方がい

いという議論が相当にある。ことに国土開発の関連において、港灣行政は運輸省から建設省に一元的に持つて行つた方がいふのだという議論がありまして、これに對する運輸大臣のお考えをお漏らし願ひたいと思ひます。

○村土上國務大臣 港灣の行政区域の問題でありまして、港灣の建設ということは、実は建設と申しまして、計画と工事とにわけることができると思ふ

六

のであります。港灣の建設につきましましては、港灣を運営するものと密接な関係があると思ひます。この港はいろいろな船を多く取扱うか、またその積荷はどのような種類の積荷をこの港で多く扱うようになるか。自然それに關連して上屋倉庫等の計画もありますが、また積荷によつては岸壁荷役でなくともいいものもあります。この港にどういふ荷物をどういふ船によつて、またこの國籍に所屬する船によつて取扱われるかといふことによつて、その港の建設計画がかわつて来ると思ひます。どうしてでもこれは使用する側が一元的にやらなくてはならないと私は信じておるのであります。かつて私が満鉄におりましたときにも、大連港、營口、特に瀋陽港直後におきましては、營口、羅津港等の築港計画に當りました。すべて用途によりまして荷役力とか、はしけの取扱ひ方、また設備の仕方といつたような問題にも密接な關連がある次第でありまして、これはどうしても一元的にやる必要があると私は信じておるのであります。

○田田委員 海上輸送や港灣の取扱ひの点は非常によくわかるのであります。港灣の施設のやるような場合に、たとへば今大臣のおつしやられた計画と工事におけるという中の、工事に該當する場合に、工事はやはり建設省が、技能程度におきましては運輸省が持つてゐる施設能力よりはすぐれておるといふような説をなすものがあるものでありますけれども、現在のところ港灣施設能力は運輸省が持つてゐる現有の能力で、日本の国土開發及び將來の自立經濟を達成して行く五箇年計画ないしは十箇年計画の港灣計画を立てられる上において、十分であるというお見通しを持たれておるかどうか、その点ひとつ……

○村上國務大臣 この工事の遂行についての御意見であります。港灣の工事は、道路の建設あるいはまた鉄道の建設とか、河川の工事だとかいふものとは、やや趣を異にいたしておるのであります。工事の方法におきましては、またその必要な機械器具類にしても、やや趣を異にしておられます。工事業上の技術においても自然陸上のものと異つておることは御承知の通りであります。港灣の工事遂行といふことは、陸上關係とはちよつと趣を異にしておる次第なのであります。

なほ後に御質問になりました工事能力があるとかいふお話であります。もちろん工事につきましては民間の業者に請負うす場合も直營の場合もあるといふことは御承知の通りであります。ぜひ直營でして行かなければならぬ部分についての工事能力は、相當あるつもりであります。もちろん無限にあるかといふ御質問にあつては、それはありませんと言わなければなりません。まあ今日考えられる程度においては十分だと考えております。

○田田委員 こういふことはあまりつづ込んでお聞きしても何でしょうが、何か最近聞くところによりまして、港灣施設工事をやるのに、設備等におきまして日本の運輸省はもう少し大した機械を持つていない。これは別にアメリカその他の國と対比してゐるわけではあります。けれども機械能力が劣つておるのではないか。従つて今たとい鉄道公債を起したり、あるいは私が先ほど申し上げました交付金等があつたり、あるいはその他の國の予算をたぐさんついても、港灣計画に關する限りは、どうも施設において工事をやつて行く上においてさういふ新しい工事計画を立ててやつて行くだけの機械の設備が非常に劣つておる。何か最近のうちに日本は港灣計画をほんとうにやるならば、相當考へた新しい機械設備を入れなければならぬといふ説をする技術者の声があるのではありませんか、これに對して大臣はいかに考へになつておりますか。

○村上國務大臣 まことに適切な御質問であると思ひますが、これは日本の工事の方法と申しますか、用うべき機械力といふものにつきましては、ひとり港灣のみならず、道路の建造にいたしましても、鉄道の建造に至りましても、特に地下鉄の建造等に比較しては、お示しのような米國と比較しますと、ずいぶん遅れておるといふことはいふまでもないであります。これは各方面ともすみやかに機械力を、日本の財政の許す限り進歩した機械を持ち得ることにして行かなければならぬものだと思つておる次第であります。

○田田委員 ちよつと今のお答へに關連してお伺ひしたい。最近政府におきまして合理化資金とか、あるいは外貨貸付とかいふ／＼なことがあるように聞いているのでありますが、さういふ建設用の機械とか、さういふ方面について合理化資金とか外貨貸付といふことは、運輸省のような公共的な機關としてはさういふことは適用できないのであります。さういふことですか。

○村上國務大臣 合理化の資金といふものについては、これは多く民間を對象としてゐるもので、政府についてはこれは予算をもつて準備さえすれば必ずしも合理化資金とか別途のわくを言わなくても得るじやないかと思つております。

○田田委員 先ほど来委員長あるいは志田君の質問に對する運輸大臣の答弁によりまして、國土總合開發と鐵道の建設という關係がどうもはつきりしないやうな感じがする。大臣は口では國土總合開發を優先的に考へて行きたいといふ氣持で、鐵道關係の審議會でも計画を立てられたといふやうなお話であります。國土總合開發と鐵道自体の計画と、その間には相當な考へ方に違ふ点があるじやないかといふやうな感じがいたすのであります。實際問題に扱つてゐることにあります。鐵道自体が考へてゐる運輸行政の面から、鐵道自体の考へはある程度まげて行かなければならぬといふやうな事態も生ずるだらうと思ひます。それとも一つは、新線がどうしても必要だといふやうな面も、國土總合開發を優先的に考へるといふ建前から行く。あとまわしにされる、非常にきつ／＼くつな予算からしますと、どうして指定地域以外の鐵道の開發というやうなもの、相當遅延するといふやうな不安が起つて来ると思ひます。この点ひとつはつきりと國土總合開發はもちろん考へるけれど、國全体の輸送の面から新線といふものを考へて行くのであるか、國土總合開發をあつても優先的に扱つて行こうといふ考へ方であるか、その点をはつきり伺ひたい。

○村上國務大臣 赤裸々に申し述べまして、先刻も申し上げる通り、國土總合開發等のことと、鐵道建設審議會のねらつてゐるところとはびつたり一致はしておらぬと思ひます。そのびつたり一致して来ないという理由は、先刻申し述べました事情のためであるのであります。もちろん鐵道建設審議會におきましては、國土總合開發といふことはおのずから重点は置いておるのであります。それがあるがゆゑに昨日きまりました四つの基幹事項の第一に大体においてさういふ表現をした事項が掲げられてゐる次第であります。今お話のように鐵道計画といふものを第一に置いてゐるのではありません。輸送上の計画、たとへばある一本の相當長い線で、東から西からあるいは南から北から工事が進行して来まして、わずかのばかりのためにこれが連絡してないといふやうなところがあります。か、あるいは非常に迂回線のところをショート・カットで連絡をして輸送の円滑をはかるというやうなことも、第三番目でありましたかに掲げてある事項であるのであります。さういふ点ももちろん考慮いたされるのであります。國民經濟の發達ということが第一の項目に掲げられておるのであります。これは國土總合開發計画といふ事柄とまつた一致してゐるとは申しがたいのですが、ほとんど接近した、ほとんど一致した事柄を別個の文字で表現してゐると思ひます。もちろんさういふ項目を掲げられたのは、運輸省の當局または運輸大臣の意見によつて掲げられたのではないのであります。非常に論議をせられた後に鐵道建設審議會として決定せられたもので、さうして小委員會を設けて、その基準によつて前刻申し述べました五十

九線の中から大体ビツク・アップをするというのを小委員会に移付せられたような次第であります。

○多田委員 大体運輸省の考え方がわかつたのでありますが、そこで国土総合開発として鉄道の新線を建設しよう、鉄道の新線を建設しなければならぬというように必要に迫られました場合に、現在の資金ではどうもこれを満足に充当することが困難だということ、はつきりしている問題ですが、先ほど大臣が言われましたように、鉄道建設に公共事業費を相当程度注入することがどうしても必要だとわれわれは考えておるのであります。国土総合開発を公共事業として推進しようというように考え方のようでございますが、国土総合開発の観点から、新線をつくる必要だというように場合合に従来のような鉄道だけの特別会計でなしに、公共事業費からこれらの費用を投入するということをごさいますか、これに対する運輸大臣並びに建設大臣の御意見を伺いたします。

○村上周知大臣 今のところでは、前刻も申しましたように、そういう建前になつておられぬと私は思うのですが、それはそういうふうな鉄道建設費を、公共事業費をもつて支弁するという建前をとることに変更するやいなやは、これは不可能の問題じやないと思うのであります。

○野田国務大臣 この問題は、現在の国有鉄道の建前その他から見まして慎重に研究したいと思ひます。

○多田委員 この問題は、單に国土総合開発だけの問題でなしに、現在鉄道で一番困つてゐる問題と申しますより

も、われわれが一番困つてゐる問題は、都市計画に伴うところの鉄道の従来の既設線の変更あるいは駅の変更等が、全国的に相当あるようでありまして、これらの問題にしまして、現在の鉄道の経理状況ではなかつて進捗しない、というよりもせつかく都市計画ができ上りつつある各都市の一番大きなものになつておるようでございます。これらに対しても公共事業費を使うことがほとんど許されてないというものが現状のようであります。鉄道自体の希望よりも、都市建設のために必要な計画から、鉄道の既設線の変更あるいはまた駅の移転等をしなければならぬというように場合には、これは当然公共事業費あるいはまた都市計画に要する費用から負担すべきだと思つておるのですが、これらについて現在では解決の道がないようであります。これは非常に各都市とも困つておる問題であります。これらに対して早急に都市計画に即応するような方法を講ずる考えがございませうか、その点について伺ひたい。

○村上周知大臣 都市計画その他の計画が進められて、これに順応して国有鉄道の施設を改善せんければならぬという事であるにかかわらず、経費が僅少で改良工事ができないというために、各方面に非常に御迷惑をかけておることは、まことに遺憾に思つておる次第であります。何とかして前刻も申し上げましたように、財源をつくらなければならぬと考えておるような次第であります。実はこれは私の見方が誤つておるかもしれませぬけれども、以て前回は、国有鉄道の運営は比較的楽であつたのであります。相当の黒字を出し

得た。改良工事のときは、大体において益金から捻出しておつた次第であります。とりかへ工事費はもとよりのことであります。しかるにただいまは今後の一年々々のとりかへ工事費が辛うじて償却の面で見出でるにすぎないような次第であります。電化を初め、各種の改良工事費また建設工事費、これらを一一に一般財政の貸付に仰いでおるというふうな状態であるのであります。

これは私の見方が誤つておるといつてまたおしかりをこうむるかもしれませんが、私学生生活をしておりまして、ときから鉄道に關係をいたしておりましたが、数十年前の間、はがき一枚の料金と鉄道の三等運賃一キロの賃率とは大体同じであつたのであります。一方が一銭のときは一方が一銭一厘、一方が一銭五厘になつたときは一銭五厘六毛といつたように、数十年間ほとんど同様の状態にあつたのであります。しかるに現在におきましては、はがきが五円であるにもかかわらず、鉄道の三等運賃は一円八十五銭という実情であります。ここにいわゆる貨幣価値の下落あるいは物価騰貴と申しますか、一般の生活費の高まることは極力防止せんければならぬと申しますが、鉄道運賃に相当しお寄せをされておるというふうにも考へるのであります。特に数十年前私ども初めて国有鉄道に關係をいたしたとき以来、今日ほど定期運賃の割引率の多い時期はないのであります。

こういふこともかなり鉄道特別会計に大きいがんとなつて現れておるんじゃないかと思つておるであります。とにかく鉄道公債に求めますか、あるいは運賃に求めますか、また一般会計からの

借入れによりますか、何らかの方法で、ここ数年間は、少くとも千億近くの仕事費を入れなければ、このままでは十年間推移したならば、国有鉄道は破滅するだらうと実業家の御意見を伺うのであります。必ずしも詭弁ではないように私も思ふのであります。現に基準年次であります昭和十年、十一年ごろの運輸事故、車両事故、線路事故、線路は主としてレールの折損その他の事故であります。基準年次に比較してちようど今は五倍の運輸事故をやつてゐるのであります。このままで推移しましたら、ゆゆしき状態に立ち至るおそれなしと思つてゐる。何らか具体的な案を得ましたら、また皆さんの御協力をぜひお願いしたいと思つております。ついでながら……

○多田委員 輸送關係の権威者である大臣が非常に心痛されてゐる点、これは鉄道が戦時中ほとんど補給修理をしないで現在に立至るに至つて行つたといふところに、相当無理があると思ふのであります。これはひとつ大臣の力をもつて、早急に何とか方途を講じていただきたいと思ふのであります。

先ほどちよつと申し上げました都市計画の關係でございしますが、ただいま大臣が言われましたように、鉄道自体の補修その他非常に困難だといふような現在の独立会計にある鉄道が、他の要請によつて工事をするとしようとな都市計画に伴う工事に対して、これは当然都市計画關係の予算からこれらの費用を負担すべきだと思つております。具体的な事例と申しますか、秋千葉県ですが、千葉駅にいたしまし

ても、千葉市の都市計画はどん／＼進捗して、駅を中心としたところの相当龐大な計画ができ、道路ができているにもかかわらず、千葉駅の移転が依然として見通しがつかないために、せつかく民家を動かしてつくりました道路が、草ぼう／＼になつてしまつてゐるというふうな現状であります。しかも十億以上を要する千葉駅の移転に対して、二十七年度の予算でわずか五百万円しか支出しない。五百万くらい金を出しても何もしない。非常にむだな結果になるのであります。非常にむだな状態では、せつかく都市計画をつくりまして、各都市が非常な犠牲を払い、努力をされてゐるにもかかわらず、都市計画の中心である鉄道が、都市計画に即応できないといふふうなことでは、せつかくの都市計画がむだになつてしまふといふふうなものが現状でございします。何とか公共事業費から出してもらうように私もいろいろ話をしたのでございしますが、現在では非常に困難だといふような事情は、一応りくつとしてはわかるのであります。鉄道の要請から生じたこれらの必要経費といふものは、当然それらのものが負担すべきが当然だと思ふのであります。たとへば都市計画の問題が出ましたが、都市計画のために鉄道の移転その他に要する費用を、建設省として今後負担しようといふような考えを持たれたことがないかどうか。あるいはこういつた方法で建設省が経費を負担することが不可能であるかどうか。その点について建設大臣の御意見を伺ひたいと思ひます。

○野田国務大臣 御質問の要点は私は

不可能ではないと思ひます。現にこう
いう例があるのでございます。たとえ
ば河川を改修いたしました堤防の高さ
を上げる問題であります。堤防の高さ
を上げますと、今までそこにかかつて
おつた鉄橋が低くなり過ぎるわけで
す。そこでかさ上げを、たとえば二メ
ートルなら二メートルしますと、鉄道
の方も二メートル上げませんと非常に
支障を来すことになる。そういう場合
に鉄道を引上げる。堤防のかさ上げに
応じて鉄道を上げる、鉄道橋を上げる
工事につきましては、たしか半分建設
省が出して、半分を鉄道の方で出して
やつてゐるという例があるのであり
ます。これは河川改修に伴う鉄道橋の引
上げの問題です。そういうことは半分
半分にしてやつてゐる。こういう例が
鉄道のいわゆる跨線橋であるとか、あ
るいは鉄道の上を通るガードとか、下
を通る道、こういうものをつくりまし
るときには、大体これは建設省の方の経
費でやつておりますが、鉄道の方では
それがために踏切りがいなくなるなど
いうので、鉄道の方からある程度負担
する。こういうぐあいにお互いに出し
合つてやつてゐるという例がありま
す。従ひましていただいませしの上
な場合につきましても研究をいたして
みたいと思ひます。

○志田委員 今日法案として提案にな
つております国土総合開発法の一部を
改正する法律案の審議をいたしてゐる
のでありますが、私はこまかい点は別
といたしまして、この開発法の一部を
改正する法律案によつて、国土総合開
発は、従来の何か欠けていたものをさ
らにつけ加えたという強力なものにな
り得ると思ひます。建設大臣
としてのこれに対するお考えをひとつ
お尋ね申し上げたいのであります。

○野田国務大臣 今回の国土総合開発
法の改正は、国土総合開発並びに従来
の運用にかんがみまして、もう少し力
強くするという意味合いにおきまして
改正案を提出した次第であります。

○志田委員 そういふ場合に、これは
建設大臣としてのお答えをいただくわ
けにはいかないのであります。行政
管理庁の国務大臣としてお尋ね申し上
げたいと思ひますが、この法律を生
かすためには、やはり相当な行政事務
を取扱ふ機関を必要とするのではな
いか、かように思つておりますが、こ
のたぐひの機構の改革にあたりまして、
国土総合開発をどういふ方向で、どう
いう機構のもとに特にこれを発展させ
て行くお考えであるか。ひとつ腹藏の
ない点をお話していただければ仕合せで
あると思ひます。

○野田国務大臣 まだ確定しておらな
いのであります。政府部内で一応案
を得てゐるところについて申し上げま
すと、国土総合開発審議会という機構
が現在ありますが、これに事務局を付
置いたしまして安定本部が廃止された
場合、現在安定本部で取扱つておりま
す審議会関係の仕事は事務局において
取扱うという、一応の構想になつてお
ります。

○野田国務大臣 まだその点につきま
しては目下検討中でございます。申
し上げる段階に至つておらないのであ
ります。

○志田委員 その内容についてはまだ
お尋ねすることは無理だといふお話で
ありますが、承りますとこの審議会は
アメリカの大統領の諮問機関である審
議会にのつとつたようなものかといふ
ように新聞紙等は伝えておりますが、
いかがでしょうか。

○野田国務大臣 ただいまお話のあり
ましたアメリカの経済諮問委員会にの
つとつたような審議会、これは別の経
済計画審議会といふものを一応つくろ
うという案になつております。この経
済計画審議会がアメリカの大統領の経
済諮問委員会的なものである、こう考
えております。

○志田委員 国土開発法は今度従来わ
れわれの要望しておりました実施法も
つけ加えて一部改正法律案となつたの
でありますけれども、ここに国土開発
を強力に推進して行くといふ建前から
行きますと、どうしてもこれに伴つて
生じて来る行政上の分量といふものは、
相当莫大なものがあるのではなか
らうかと思はれるのであります。これ
を処理する場合に、審議会の事務局程
度の機構で十分なし得るとする根拠を
お持ちのようでありますから、その
点をひとつお伺い申し上げたいと思
ひます。

○野田国務大臣 これにつきましまして
は、どれだけの人員を要し、中をどう
いうふうな編成にしてやるかといふこ
とはまだきまつておりません。この審
議会の事務局で取扱うべき仕事の範囲
をよく検討いたしまして、それに伴う

人員と構成というふうなものを考へて
みたいといふ考えであります。

○志田委員 それではこの審議会に事
務局を置くことについて、閣議決定の
内容がございましたらお伺いいたしま
す。それから経済計画審議会の閣議決
定の内容がございましたらあわせてひと
つ……。

○野田国務大臣 国土総合開発審議会
は現在ありますので、それに事務局を
付置して、現在この審議会の仕事を安
定本部で取扱つておりますのを、事務
局で取扱うというだけその内容であ
ります。

それから経済計画審議会の方は、こ
れは新しくつくることを予定されてお
る審議会でありましてこの審議会は委
員若干名をもつてというので、大体七
名程度でやる。そのうち三名以内を常
勤といひます。フル・タイムの人
にしたいと考えております。この七人
のメンバーの中には、国務大臣も入れる
という構想を持っております。これは
一面におきましては、国の長期にわた
る経済計画の検討、立案をするとき同
時に、刻々における内外の経済情勢を常
に検討いたし、これを分析し、必要
なる勧告を政府に対してするといふこと
にいたしたい、こういうふうに考へて
おります。

○志田委員 国土開発審議会といひ、
経済計画審議会といひ、その点につ
いての具体的なお話がないのでありま
すが、それではもう少し網を大きく
いたしまして、安本の機構改革をやら
れる場合の構想を主務大臣として閣議
でもいろいろお話ししておるようであ
りますので、その点についてお伺いし
たいと思ひます。

○野田国務大臣 まだ設置法等も十分
できておらない、ごく素案的な考へ方
を申し上げて済みませんが、安本の営
んでおります仕事の中で、各省に配
属してやらしてよろしいものは各省に
配属してやらせる、こういうふうに考
えております。それから安本が営んで
おりました各種の政策の総合調整のよ
うな仕事があるものであります。これに
つきましてはいゆる関係重点主義と
いうか、そういう問題は閣議で討論し
て十分意見を盡してきめて行きたい。ま
たものによつては次官会議へ付せられ
るものもありまして、閣議とか次
官会議というふうなものを活用する、
こういうふうなものにしたいと考へて
おります。

○志田委員 従来われわれの党との間
でお話をなさつておりました線と、今
度考えられて新聞にぼつ／＼出て来る
線とは、大分違ふものがあるようにお
れわれは感ずるのであります。その
点につきましましてはいかがございま
しうか。

○野田国務大臣 安定本部の問題につ
きましては、政府部内でもいろいろ審議
いたしまして経過におきまして、種々
の問題なり意見なりを生じまして、再
三慎重審議をいたしました結果、重要
政策の総合調整は閣議重点で行くとい
う方針をとりまして、あと／＼と
安本でやつておりますことも、各省
それぞれにこれを分属させてやつて行
く。なお一つの問題が他の各省にわた
るものがあるが、そういうものにつ
いてはその事務に最も関係の深い省
が幹事役を承つて、各省と緊密な連絡
をとつてまとめるという方法もあわせ
て用いて行こう、こういうふうな考へ
方になつておるのであります。

○**志田委員** 経済計画審議会を置かれるというお話で、これはアメリカの大

統領の諮問委員会のようなものを大いに参考にするのだというお話であります、アメリカの諮問委員会の内容を見ますと、予算局等もございまして、相當に広汎な行政事務を執行できる機関なのであります。今お話くだしました経済計画審議会の國務大臣を入れ得る七名の人員、あるいは常勤の三名と云うような機構で、日本の経済計画をなし得るというお考えにつきましては、われ／＼は必ずしも賛成できないものがあるのでありますけれども、その点につきましては大臣としては、よほどなし得る確信があつてこれを立案せられておると思ひますので、その点をひとつ承りたい。

すが、これは目下研究いたしておりま
す。

○**志田委員** 今行政管理庁長官からいろいろお話があつたのですが、国土総合開発法の一部改正案も出ているときであり、ことに経済計画審議会をつくるということになると、従来安本に各省から出されておつた方々が各省にまた配属されて帰つて行かれて、そして重要政策は閣議重点主義でやつて行けばそれでいい、それで行政機構としては十分やつて行けるということに対して、安本長官として御承諾なさつておるのでありますか、それをひとつお伺いしたい。これはかなり重大な問題でありますから慎重にお話を願いたいと思います。

○**周東国務大臣** 行政機構の問題につ

が、今後新しくできる機関の運用いかんによつてよほど違つて来ると思ひます。これは態勢が整えば必ずしも今の形にこだわる必要はない、かように思ひます。しかし、かなりそこには、いろいろな権限がなければ實際上の仕事の推進はできないとか、あるいは相當に形だけ整えて実が伴わなければならぬ」という議論はあることはあります。しかしそれはまだ、内容について今どういうふうに配置して、どういう面をやるかということについては、細部決定いたしておりませんから、はつきり申し上げることはできませんが、要は私は運用のいかんにある、かように考えております。

○志田委員　運用のいかんにあとるいい

が、あります。○志田委員　経過を話せということは無理だというお話ではありますが、一体われ／＼が最初聞いた当時に、おきましては、これは人員の整理は伴わない行政機構の改革である、こういうふうに聞いたのであります。ところが最近におきましては、人員の整理の伴わない行政機構の改革、ということは意味なさぬ、こういうことから、この行政機構の改革にあつては、十分人員の整理も考えられている、こういうわけなんです。人員の整理はこれはいやむを得ないということもあらうかと思ひますが、今後十分日本の自立経

を要請した安本自任は、今日に至るまで、
して運用の妙でもつて逃げるわけには
私は行かないと思う。総合企画庁をそ
れにふりかえてもやれるという考え
を、なぜ大臣が持つに至つたか、それ
をまずひとつ承りたい。

○周東国務大臣　ごもつともでありま
すが、今度のこの委員会というものは、従来普通ありふれた諮問委員会と
いう形でなくて、そこに定員七名以内
の委員を置き、三名の常勤の委員を置
き、相当な事務局も持つて、それによ
つて総合企画、国力の総合判断、それ
から来る計画を樹立して、これを政
府に勧告するといふ形であります。そ
こに集めらるべき人間は優秀者を集め
得るといふ見込みのもとに――それ
なければ、りつばな総合企画ではでき
ない。

(continued)

いてはいろ／＼議論があると思ひます。従来、安本は終戦後特殊な使命を盡びてきて、その後において他の省にとらわれずして、大所高所から総合計画を立てるというように性格がかつております。これが一つの官庁の形をとるか、あるいは今の委員会制度をとるかということについての議論は両方あると思ひます。しかしいろ／＼議論の末、一応今の審議会制度をとるといふかっこうになっております。これら實際は運用のいかんにあると私は思ひます。今人員の配置等も考えられておりますが、もしそこに相当なエキスパート、民間有識者等を入れて、また事務のスタッフに相当優秀な――無能なもののは困るが、精鋭な人間を置いて、そこで真の総合企画というものができると、それを首相に勧告するわけでありまゝす。それがりつばな政策ができれば、だけの態勢が整えば、必ずしも今の形

うのですが、なか／＼その運用のいかんが問題なんです。大臣は先には総合企画庁設置に関するいろ／＼な御意見などを持ち、相当にこれは閣議においても御発言になつておるようであります。そうしますと、この総合企画庁の設置の要綱が、今後つくられるであろうところの、安本にかわる新しい機構において十分盛り入れられて行くんだという自信がなければ、運用の妙をもつてのみやれるという言葉で、言葉のみに隠れることは私はできないと思ふ。一体総合企画庁の設置に対して、従来の経過が相当あろうと思ひますが、この機会にひとつお示し願へれば非常にありがたいと思ひます。

○周東國務大臣 行政機構改革に伴う経過を話せるということでございますが、これは今ここでお話することは私は差控えたいと思ひます。企画庁の形を委をただいま一応きまつておりまする

るいは国土総合開発を達成する上から
落を達成する上から行きましても、あ
行きましても、今日以後における事務
分量が従来よりもふえても減ることは
ない。私は思つておる。そういう場合
に、現在の機構を縮小して、人員をさ
らに少くして、これがやつて行けると
いうことには、何か他に方法がなければ
ならぬのでありまして、ただ運用の
妙を發揮すればできる、こういうこと
は私はなか／＼納得できないのであり
ます。機械にも限度があるし、国土
ろな場合を考慮いたしましたし、国土
総合開発にしましても、経済自立計画
にいたしましたし、もう／＼今年以後
における重大な問題が山積して来ると
きに、ただ運用の妙でもつてやり得る
という安易な御答弁をいただいて、さ
うでございませうかというわけには私
たちは行かない。総合企画庁というも
のを設置しなければならぬということ

ないと思ふ。それかきかへておれといふ案をつくるかいなにかかつて来ると思ひます。何ばいい機構をつくりましても、いい案がでなければ意味はない。りつばな案が出れば、これを政府に勧告して行わしめるという勧告の道が開ければ、従来のもとの形は違ひますが、今後における日本の経済企画その他についての総合的な計画を立てて、政府をして行わしめ得るものと考へたから、私は一応案に賛成したのであります。

○志田委員　一応賛成したというんですが、これは一応じや困る。大臣は私の言わんとすることは十分わかつておるだらうと思ひますけれども、事今日に至つて来ますと、なか／＼問題が多くなる。一体大臣は、新しい行政機関が今後できて——私たちはこれを行政機関と見ていいかどうかにも疑問を持つ。第一、総理大臣の諮問機関ができ

ということになりますが、これでは行政機関であるときにおいてはどうかでありましょう。審議会に事務局を置くというだけで行政機関になるとは思えないのでありますが、かりにこれを行政機関として新たに事務を所掌する行政機関に、従来の定員を引き継ぐだけの考えがあるのかどうか。そういう考えがないとすれば、それはどの程度になるのか、事、定員の構成に関する問題でありまして、設置法の改正にあたりましては、これは十分問題にしなければならぬのでありますから、人員の整理をどの程度に行われるか、そういう点について十分話し合いがなければならぬ。一応賛成するだけぢやなくて、そういう点につきましても考えを置いて、その交渉をなされなければならぬと思ひますが、その点はいかがでございましょうか。

○周東国務大臣 実質的に機能の発揮し得る上に事務局には相当数の人間を残すというこの目標のもとに相談いたしております。私どもは、他の省に移管がえのできるものは、人と定員をつけてこれを配置し、そうして中心的企画、総合計画樹立に関しては、必要限度の人を相当数留保して行く、こういう考え方で今相談をいたしておりますのであります。

○志田委員 安本大臣が従来とり来つた経済政策というものはきわめて重要な施策であつて、これは自他ともに許すところでありまして、そういう重要政策の中心がどこにあつたか、各省の総合調整をはかるといふところに私は大きな意味合いがあつたと思ふ。しかるにこのたびできる経済企画審議会にしろ、あるいは国土開発審議会にいたし

ましても、それら各省の重要経済政策の総合調整をはかるに足る行政機構になり得ると考えられるには、私は相当地な確信がなければならぬと思ひますが、その点についてお尋ねを申し上げます。

○周東国務大臣 これはお話のように、いろいろ議論はありますが、ただいま私が申しましたように、従来安本等においてやつておりました中の一番中心的な仕事である国の経済力の総合判断、物価とか貿易とか、あるいは生産各段にわたる国の経済力の判断、これを元にして将来に向つての長期あるいは臨時の緊急の計画立案をする、これはこの新しい機能についても考えられるわけでありまして、これをもつて政府に勧告するというものであります。従つてこれをやるのにはただ単に片手間でできないことは言うまでもないことでありまして、そういう意味合いにおいて相当有能な人を相当数残して遺憾なきを期したいと思ひ、そういう線では今相談をいたしておるわけでありまして。

○前田委員 ちよつと志田委員との間の質問応答で不明瞭なところがあるのでお聞きしたいと思ひます。この審議会が、私の聞いている範囲では、行政機関でありませんで、その事務局においては総合調整するという行政事務を取扱ふことはできないと考へるのですが、これに對して行政官理庁長官の御意見を承りたいと思ひます。

○野田国務大臣 ただいま安本長官のおつしやいましたように、審議会は経済の分析、長期計画、国力の総合判断をして政府に勧告するわけでありまして、重要施策の総合調整は、原則とし

て閣議でやる方針であると先ほど私ちよつと触れましたが、これは実際において閣議でなければ片づかないと思つております。

○前田委員 この方針につきまして、われ／＼の党と内閣とは意見が食い違つておるのですが、その点は別としていたしまして、第十二条におきましては、経済安定本部長官は「事業計画について必要な調整を行うものとする。」それから第十三条におきまして「総合開発計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合において、関係各行政機関の長に對し、必要な勧告をすることが出来る。」となつております。第十二条の方の調整は内閣であり、第十三条の方は新しくでき

○野田国務大臣 お尋ねの点は、ごもつともだと思ひますが、事實はこの法律のほかにいろいろな法律がありまして、そういうものを全部集め、それをよく調べまして、新しい機構がほどこさるべきことをきめたいと思つて検討中でありまして。

○前田委員 御検討はいつころでございませうけれども必要な調整は内閣においてやるというふうなことが法文としてうたつて行けるものでしょうか。

○野田国務大臣 もう少しほかの法律をよく調べて研究してみないと、ここでもうするとか、ああるとかいふことは申し上げかねると思ひます。

○前田委員 私まだちよつと了解できないのですが、国会の意志として総合調整が必要であるというので法案を

通しても、それをどこでやるかわからないというふうなことは、国会の意思に反するようには思ひますが、いかがですか。

○野田国務大臣 今の段階では、どこでやるというところは研究を十分積んでおられまして、申し上げる段階ではない。もちろんこの法律が実施されるまでははきまるわけでありまして。今の段階でははつきり申し上げることはできないというところであります。

○前田委員 どうもわかりかねるのですが、この法案だけではなしに、その前のいろいろな法案におきましても、そういうような事項が相当あると思ひます。そういう必要な総合調整をしなければならぬということは、国会の意思としてきめてある、法律としてきまつておる。そこで、どこで調整するかかわらないときに、総合調整機関を廃止して勧告機関を設けるといふようなことは、国会で今まで制定いたしました法律の精神に反しておるのではないかと、もし諸閣僚を設けられるなら、国会で今まで通してあります法律、あるいは現在審議中の法律においてきめておられます総合調整機関は、どういふものを設けるから今度は諸閣僚閣でいんだというお考えがなければ、閣議決定というものは当然ないのではないかとお尋ねのようですが、この点はどうなんですか。

○野田国務大臣 これは今研究しておるものでありまして、いづれ設置法ができるのと並行して、それに伴う関係法律の修正が起つて参りますので、その際いろいろ御相談申し上げたいと思ひます。

○志田委員 私は大臣の御心労のほど

もよくわかるので、あまり聞きたくないのだけれども、重要政策は閣議で重点主義で定めるのですが、各種の事業とか政策というものは、専門的な知識とか技術とかが相当にあると思ふ。各大臣はオールマイティであると思ひますが、大臣になつておるとは思ひますが、中には有能でない人もある。有能な方、特に野田建設大臣や周東安本長官などは、超有能の方だらうと思つて尊敬しておるのですが、そういう方々でも、なおかつ総合調整をやるということになりますれば、相当専門的な技術や、あるいはこれに対する知識を重点的にやるということは、概括的にはそれは十分なし得るものでありますけれども、これをやる機能を必要とする、これは論じてもないのではないかと。その機能を無視しようとするところに無理があるのではないかとお尋ねのようですが、いかがですか。

○野田国務大臣 これはほんとうに御参考までに聞いていただきたいと思ふのですが、総合調整をやる特別の官庁を設けるといふ制度は昔からあつたわけではない。御承知のように、前にはそういうものはなしに、何十年か日本の政府は運営して来ておるわけでありまして。またアメリカやイギリスその他各国の例を見ましても、そういうものがなくてやつておる例がありまして、各国それ／＼事情は異なりますが、日本でも前はなかつた。ある段階におきましては内閣の参事官が会議を開きまして、各省間の事務の調整をやつておつた時代もありました。いろいろなやり方があるわけでありまして、これに

○多田委員 ただいまの志田君の質問に関連してお尋ねいたしますが、今までのいろ／＼お伺いしておりますと、もちろん私は行政機構については全然しろ／＼とでし、行政官としての非常な体験を持つておられる長官が、いろいろ検討された結果、こういう方法がいんだという結論に達したようでありますが、今までのお話をお伺いしておりますが、今までの重要政策は閣議で定められるのだということはあたりまえのことであつて、今までも重要な政策というのは全部閣議で定められておつたので、これを安定本部を廃止するために取上げる必要はないと思うのであります。

○野田国務大臣　ただいまのお話でありますが、この経済計画審議会がどのくらい有効に働くかということにつきましては、日本では初めてであります。アメリカですでにノース委員会——今カイザリーニングが委員長をしておりますが、この委員長は非常に世界的な名声を博した活動をしております。そしてアメリカの政策がそれによつて指導されている、こういうような実情をごらんになりました。先ほど安本長官が言われましたように、その

○多田委員 私の立場として、これ以上いろう／＼この席で申し上げることは差控えたいと思いますが、野田さんの考え方と私どもの考え方には、相当大きな隔たりがあるということは野田さん御承知の通りだと思います。私どもこ

昭和二十七年四月二十六日印刷

昭和二十七年四月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所